

2017年7月25日

御中

日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議

共同代表

全国労働組合総連合(全労連)	議長	小田川義和
全国労働組合連絡協議会(全労協)	議長	金沢 壽
全国港湾労働組合連合会(全国港湾)	委員長	糸谷欽一郎
日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)	議長	小林 基秀

JAL不当解雇撤回裁判原告団	乗員原告団長	山口 宏弥
	客乗原告団長	内田 妙子
		(公印省略)

JAL 不当解雇闘争

全国での宣伝と日航要請行動等への協力をお願い

貴団体の日頃のご活躍に対し心より敬意を表します。また、JAL 不当解雇撤回国民共闘の運動に対する参加・ご協力に、心より感謝申し上げます。

日航解雇撤回闘争は、昨年秋の不当労働行為事件 — 整理解雇の過程で争議権投票に介入した事件 — の勝利判決の確定等を踏まえ、被解雇者を組織する当該労組（乗員組合、CCU）の統一要求に基づき、日航に争議の早期解決を迫る新たな段階に入っています。

今夏闘での交渉で日航は、当該労組が要求している合同団交の開催について、「個々の労組と協議しており、合同団交はその必要性がない」として開催を拒否しています。また個々の労組との協議においては、「整理解雇を有効とする判決が確定している」「統一要求でより難しくなった」などとして、解決に向けた交渉に踏み出していません。日本航空は、不当労働行為事件の確定判決を真摯に受け止め、統一要求に基づく解決交渉のテーブルに着くべきであり、団交を拒否する対応は、不当労働行為に不当労働行為を重ねる、許しがたい対応といわねばなりません。

JAL 不当解雇撤回国民共闘としては、当該労組の交渉申し入れに呼応した運動を展開するとともに、何としても日航を解決交渉のテーブルに着かせるために、不当労働行為事件の勝利判決から1年目を迎える9月23日に向け、各地での宣伝行動と日航への要請文提出行動を全国規模で取り組むとの方針を確認しました。

この行動は、支援共闘に参加する各団体や全国の支援組織の理解と協力がなければ成功させることはできません。各団体・支援組織の積極的な協力のもと、文字通り全国的な規模の行動となるよう、貴団体の協力を賜りたく、本書をもって要請致します。

1. 取り組み内容

空港、駅前、繁華街等での宣伝行動と、日航への要請行動。

日航社長あての要請書（団体署名）の取り組み

2. 実施期間

2017年9月1～21日までの期間中に、全国で一斉に実施することをめざします。

なお、多くの箇所で実施することが重要であることから、上記の実施期間が難しい場合は、なるべく実施期間近辺に設定していただければ幸いです。

3. 空港、駅前、繁華街等での宣伝について

(1) 目的等

宣伝の目的は、日航を利用するお客様、市民の皆様に日航の不当解雇事件への理解と支持を訴えるとともに、全国に支援の闘いが広がっていることを宣伝行動という形で日航に示すことにあります。

現に定例行動として毎月宣伝行動を実施している場合は、定例宣伝行動をもって本行動に置き換えていただいても構いませんのでご検討ください。

なお、本行動の締めめの取り組みとして、9月23日に、JAL 不当解雇撤回国民共闘の行動として、羽田空港での宣伝行動（12：00～13：00）を行います（羽田空港での宣伝行動の詳細は別途ご案内します）。

(2) 宣伝行動実施に担当者の派遣

各地での宣伝行動には、可能な限り原告団や航空連より担当者を派遣します。

4. 日航への要請行動について

(1) 各地の日本航空支店への要請

日航への要請行動は、各地の空港支店、市内支店のいずれでも結構です。各地の支援組織（支援共闘会議や支える会、労働団体、市民団体等）の状況とご判断に応じて、「宣伝と日航への要請行動」を具体化下さいますようお願い致します。

要請においては、要請書を手渡すとともに、『統一要求』に基づき、争議を早期に解決し、労使関係を正常化し、安全運航に邁進する体制を整えること」「そのために、日航は解決交渉の場である合同団交を直ちに開催すべきである」旨要請します。

要請書のひな形は別紙を参照ください

(2) 全国からの代表による日航本社への要請

全国各地での要請行動の集結点として、9月22日にJAL 本社要請行動を行います。

要請行動は、参加された全国の代表により要請団を構成し、次項(3)項で述べる団体署名を提出し、要請を行います。

ご参加可能な団体・組織については、代表者の派遣を要請致します。

(3) 団体署名について

(1)項で述べた要請趣旨と同様に、争議の早期解決に向け「合同団交」を直ちに開催することを要求する団体署名（別紙）を取り組みます。

署名の提出は(2)項で述べた通り、9月22日の行動で提出します。短期間の取り組みとなりますが、成功に向け特段の協力を要請します。

署名の集約については、各団体で取りまとめ、本社要請行動に代表が参加する際に持参願います。

日本航空の支店のない地域、及び要請行動に代表派遣が無理な団体等につきましては、9月20日必着で、JAL 不当解雇撤回国民共闘事務局（下記）まで送付願います。

〒144-0043 東京都大田区羽田 5-11-4

フェニックスビル

JAL 不当解雇撤回国民共闘事務局

5. 意見交換会の開催

9月22日のJAL本社要請行動の前に、全国の各代表者の方々の意見交換の場を設けます。

なお、開催時間は13:00～15:00を予定しています。会場等が決まり次第改めて要請文を送付します。

6. マスコミへの取材要請

宣伝行動、支店要請、集会等の行動実施が決まりましたら、各地方の新聞社・マスコミ等に対し取材要請をご連絡くださいますようお願いいたします。

7. 問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

不明な点がございましたら、JAL 不当解雇撤回国民共闘事務局までお問い合わせください。

TEL 03-3742-3251

(2) 要請行動の実施報告のお願い

誠に恐縮ですが、宣伝・要請行動を実施した際は、実施日時、参加者数を書き添え、提出した要請書を下記まで FAX にて送付をお願いいたします。当該労組の交渉等で活用し、早期解決につなげたいと考えておりますので、協力のほどよろしくお願いいたします。

FAX 03-5737-7819 (JAL 不当解雇撤回国民共闘事務局)

以上